

「第7回 第二種金融商品取引業者の機能の向上・信頼性の確保に関する検討部会」

議事要旨

日 時 平成30年3月12日（月）午後3時～4時

場 所 第二種金融商品取引業協会 会議室

出席者 東崎部会長ほか各委員

1. 議事概要

○ 「広告等に関するガイドライン（案）」について

事務局から、配付資料に基づき、「広告等に関するガイドライン（案）」（その他の留意事項、インターネットを利用した広告等、広告等規制の適用除外、広告等の審査態勢等、広告等の審査に係る特則、景品類の提供について）について説明が行われた後、各検討事項について、次のとおり意見交換が行われた。

(1) その他の留意事項（ガイドライン案Ⅱ 2 (2)③、別紙1）

① 安全性・リスク

**【委員】**

- ・ 別紙1「2. その他の留意事項」2の①について、前回、「当該リスクが具体化している事実を書いた上で要因と原因を表示する」という内容で、今回、「具体化・顕在化したことを把握した場合は要因と原因だけを表示する」となっているが、ここは前回のように「具体化している事実」を追記したほうが良いのではないか。

**【事務局】**

- ・ ご指摘を踏まえ、修正する。

② 利益相反関係

**【委員】**

- ・ 別紙1「6. その他の留意事項」の②、③について、今回、「把握した場合」と修正している。これは、二種業者が知っている場合は説明すべきであるが、必ずしも調査までは必要ないということだと思うが、「当社は知りませんでした。」と主張するケースが出てこないかという懸念があると思う。

## 【事務局】

- ・ ②、③は、ファンドの発行者と取引先、信託受益権の受託者と取引先等の利益相反関係で、会員が必ずしも知るところにあるものでない。

前回の検討部会では、別紙1「2. 安全性・リスク」について、過重な調査にならないように、結果責任を問うようなことにならないようにと意見があった。本項目についても、現実的に困難な場合もあり得ることから、調査義務や結果責任を問うものではないことを明確にするために「把握した場合」を追加した。

- ・ 過去に不祥事例が多く認められた事業型ファンドについては、本年1月に施行された「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則」において、正会員がファンドの審査を行うことを定めており、審査の過程でファンドの発行者と取引先の利益相反関係を把握することが起こり得ると考えている。

## ③ 不動産信託受益権取引に係る特則

### イ. 安全性・リスクに係る表示

#### 【委員】

- ・ 別紙1「11. その他の留意事項」の(1)で、「本留意事項2①は適用しない」とあるが、この書き方だと、広告等にリスクを書かなくていいと、読めてしまうおそれがあるのではないか。

#### 【委員】

- ・ 不動産信託受益権取引の場合、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明書の特記事項に、裏付けとなっている現物不動産の様々なリスク・懸念事項を記載し、説明する。当該説明書に記載するリスク・懸念事項を一律に、広告等でも表示するとなると、結構な分量を記載しなければならなくなる。そのため、本ガイドラインでは、金融商品取引法上の表示事項以外のものについては重要事項説明で情報提供・説明されるので、適用しないとしたものであると理解している。

#### 【事務局】

- ・ 金融商品取引法で表示が義務付けられる市場リスク等のリスクは、一般的なレベルのものと理解している。留意事項2①というのは、例で挙げているように、一般的なものでなく、債務超過のようなより危険な状況を把握した場合には、具体的な状況を書くことを求めている。留意事項2①から不動産信託受益権取引を

除いたのは、宅地建物取引業法の重要事項説明として具体的なものを説明していることから、広告等には同様のことを書かなくて良いと考えたものである。

- ・ 金融商品取引法で義務付けられているリスク表示は除外されないことを明確にするよう、記載について検討する。

#### ロ. 中途解約等

##### 【委員】

- ・ 別紙1「11. その他の留意事項」の(3)について、留意事項8は適用しないということで、全部適用しないように読めるが、8の②の電子申込型電子募集業についての記載は除外してはならないのではないか。

##### 【事務局】

- ・ ご指摘を踏まえ、修正する。

##### 【委員】

- ・ 備考欄に、「中途解約等」は適用しない理由として、「不動産信託受益権取引では、転売その他の方法による中途換金が制約されることがない」とあるが、厳密に言うと、譲渡制限や中途解約の条項の有無にかかわらず、相対での交渉で行われるということに尽きる。最終的な資料では誤解を避けるために少し表現を変えてもいいのではないか。

##### 【事務局】

- ・ 検討する。

#### (2) その他

##### 【委員】

- ・ 投資者にセミナー等の案内をするときに、監督指針やパブコメでは、「勧誘する目的があった場合は、その旨明確に表示する。」となっているが、本ガイドラインに盛り込む必要はないか。

##### 【事務局】

- ・ 検討する。

## 2. 今後のスケジュール

- (1) 本日の意見等を踏まえ、事務局において本規則案の修正を行い、確認いただく。
- (2) 政策委員会に諮り、4月中・下旬から1か月程度、「広告等に関するガイドライン」(案)をパブリックコメントに付した後、検討部会において、パブリックコメントの結果・回答(案)及び同ガイドライン(案)の検討を行う。
- (3) その後、政策委員会及び理事会に諮り、6月末に制定、本年10月1日施行を予定している。

以 上